

職業安定分科会雇用保険部会(第93回)

平成25年10月29日

資料1

基本手当関係資料

(参考1)平成12年改正前後の所定給付日数の変遷

※ 上段が改正後、下段 () 内が改正前

○一般被保険者（短時間労働被保険者以外）

A 特定受給資格者

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	120 [30] (90)	180 (180)	-
30歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	180 (180)	210 (210)	240 [30] (210)
45歳以上60歳未満	90 (90)	180 (180)	240 [30] (210)	270 [30] (240)	330 [30] (300)
60歳以上65歳未満	90 (90)	150 [Δ90] (240)	180 [Δ120] (300)	210 [Δ90] (300)	240 [Δ60] (300)

B 特定受給資格者以外

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	120 [30] (90)	150 [Δ30] (180)	-
30歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	120 [Δ60] (180)	150 [Δ60] (210)	180 [Δ30] (210)
45歳以上60歳未満	90 (90)	90 [Δ90] (180)	120 [Δ90] (210)	150 [Δ90] (240)	180 [Δ120] (300)
60歳以上65歳未満	90 (90)	90 [Δ150] (240)	120 [Δ180] (300)	150 [Δ150] (300)	180 [Δ120] (300)

(参考2)平成15年改正前後の所定給付日数の変遷

※ 上段が改正後、下段 () 内が改正前

○一般被保険者（短時間労働被保険者以外）

A 特定受給資格者

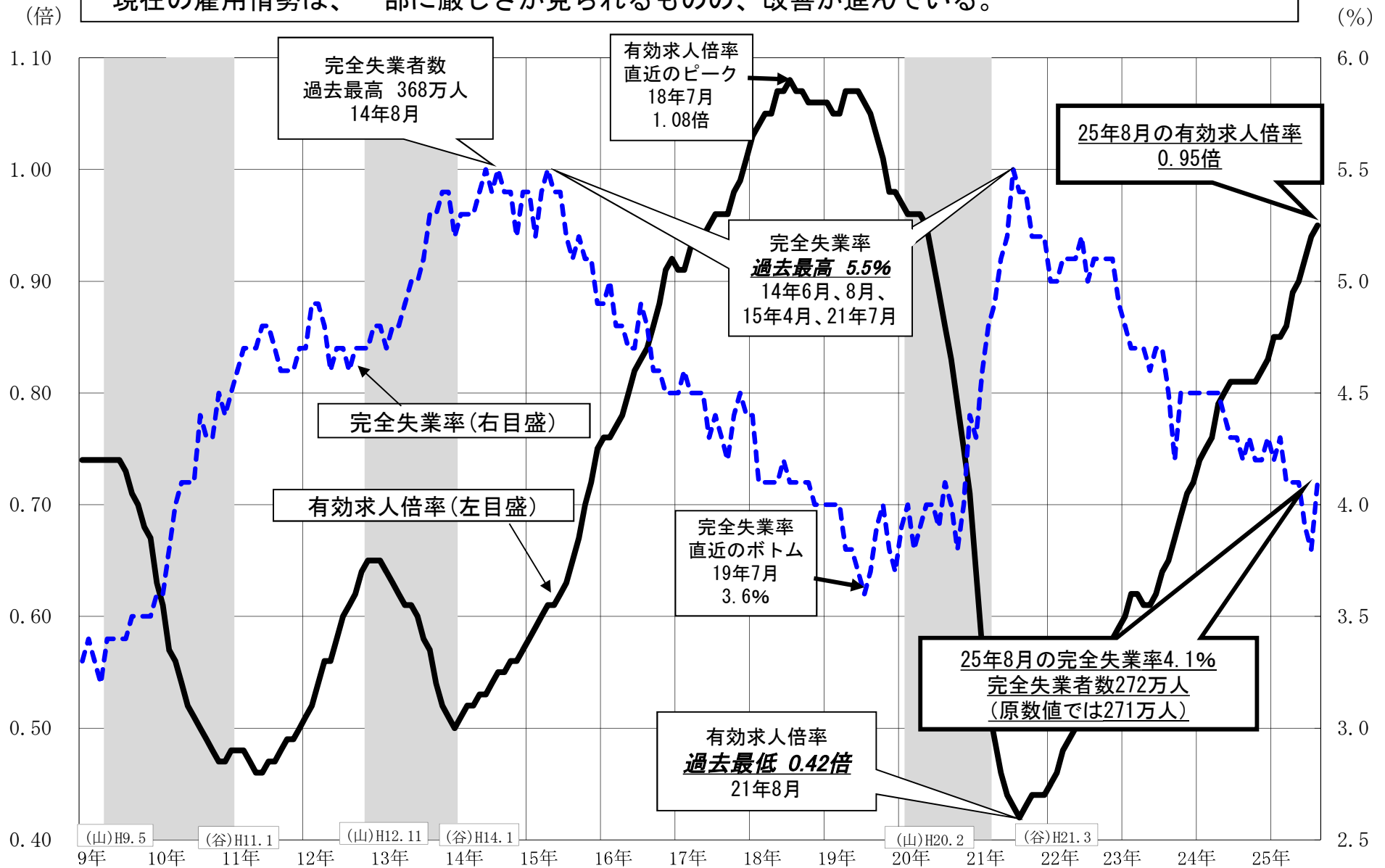
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	120 (120)	180 (180)	-
30歳以上35歳未満	90 (90)	90 (90)	180 (180)	210 (210)	240 (240)
35歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	180 (180)	240 [30] (210)	270 [30] (240)
45歳以上60歳未満	90 (90)	180 (180)	240 (240)	270 (270)	330 (330)
60歳以上65歳未満	90 (90)	150 (150)	180 (180)	210 (210)	240 (240)

B 特定受給資格者以外

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	-
30歳以上35歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)
35歳以上45歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)
45歳以上60歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)
60歳以上65歳未満	90 (90)	90 (90)	90 [Δ30] (120)	120 [Δ30] (150)	150 [Δ30] (180)

完全失業率と有効求人倍率の動向

現在の雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいる。



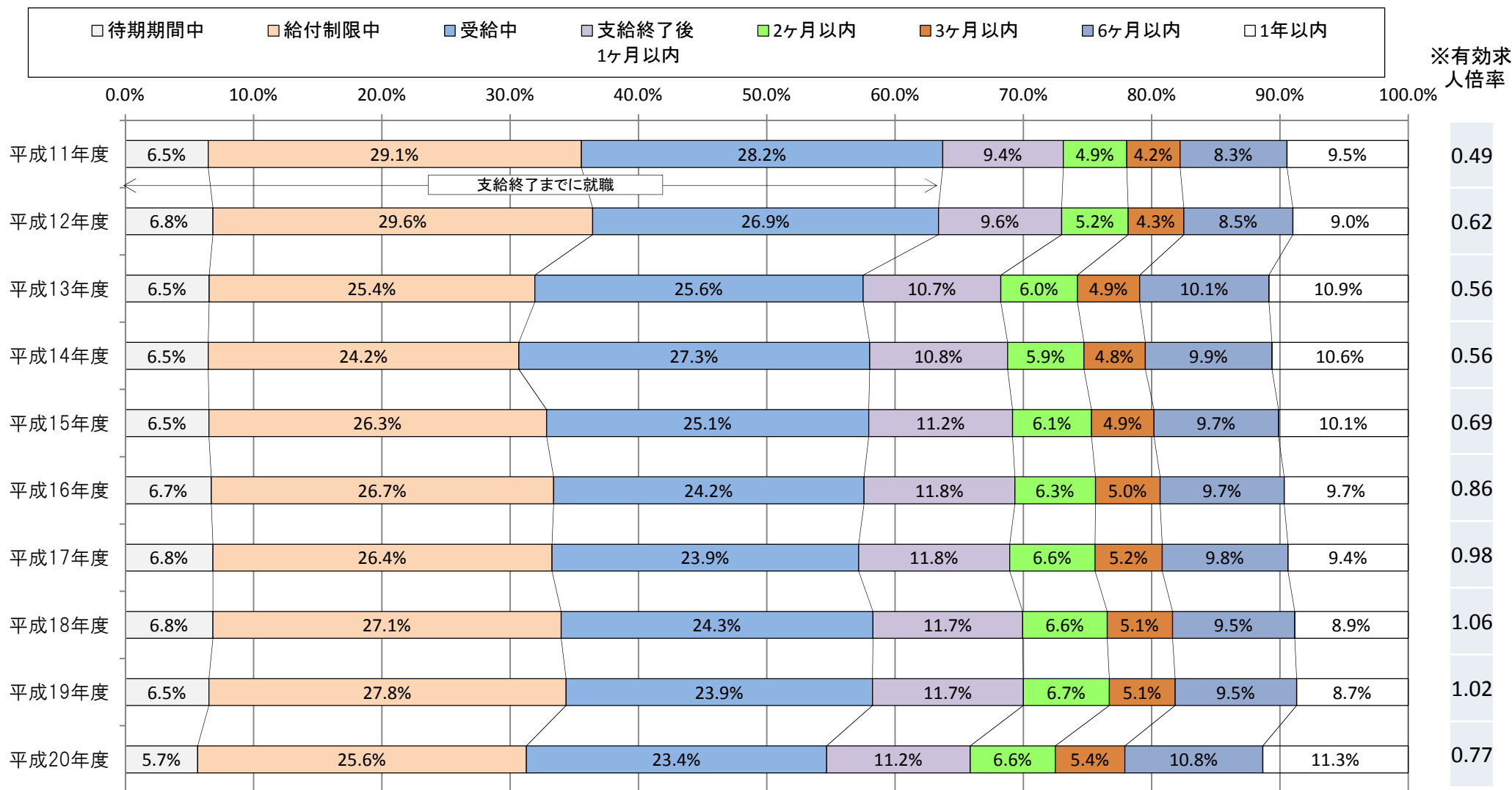
(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期。

(注) 平成23年3月～8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

基本手当受給者の再就職状況①

【30歳以上35歳未満、被保険者期間10年未満の特定受給資格者以外】 (H11～20年度)

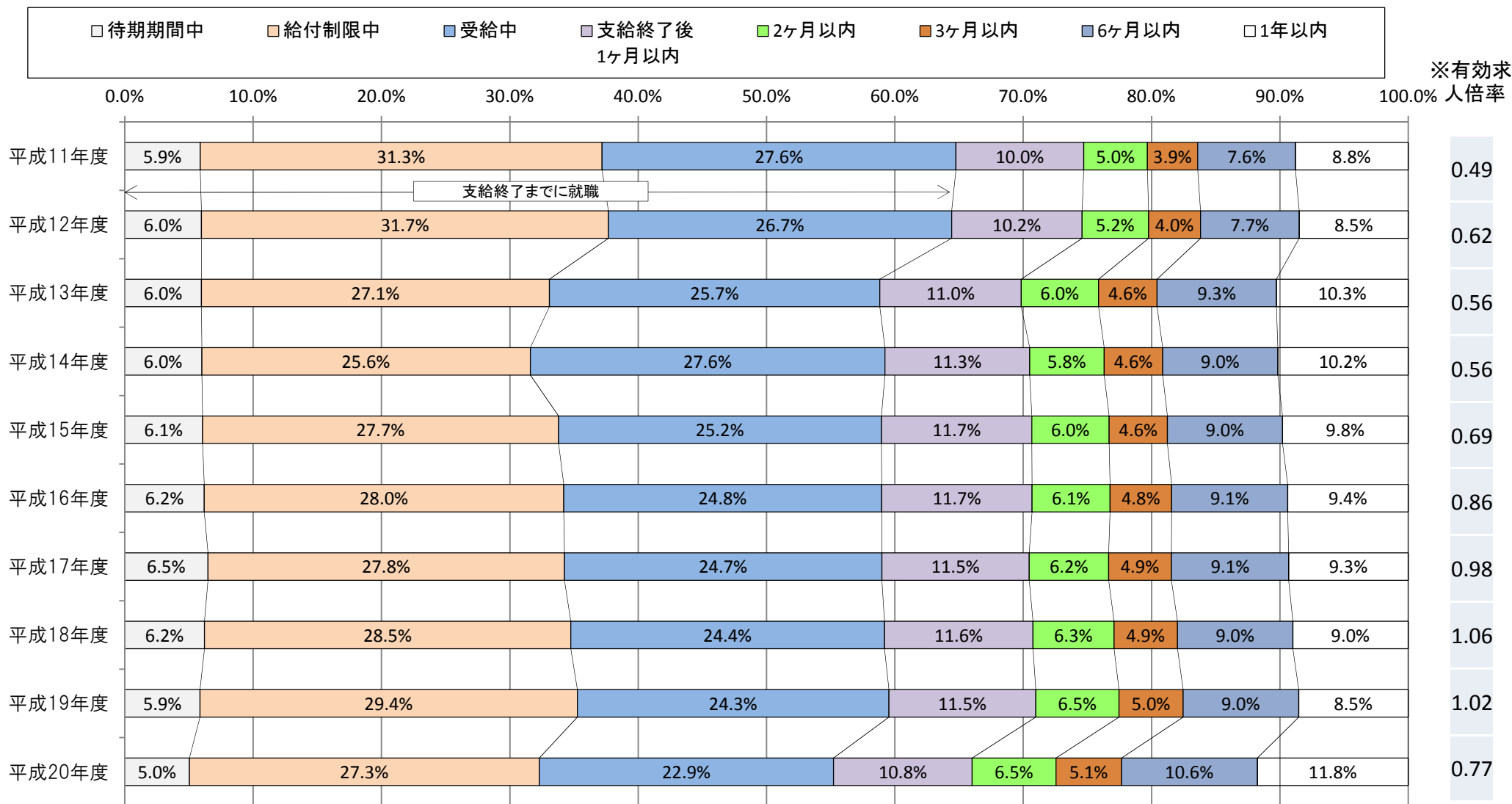


(注1)平成11～20年度の各年度に受給資格決定をした30歳以上35歳未満、被保険者期間10年未満の特定受給資格者以外の者(就職が困難な者除く。)について、平成24年7月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職者(支給終了後1年以上経過して就職した者を除く)を100とした場合の各期間の就職割合。

基本手当受給者の再就職状況②

【35歳以上45歳未満、被保険者期間10年未満の特定受給資格者以外】 (H11～20年度)

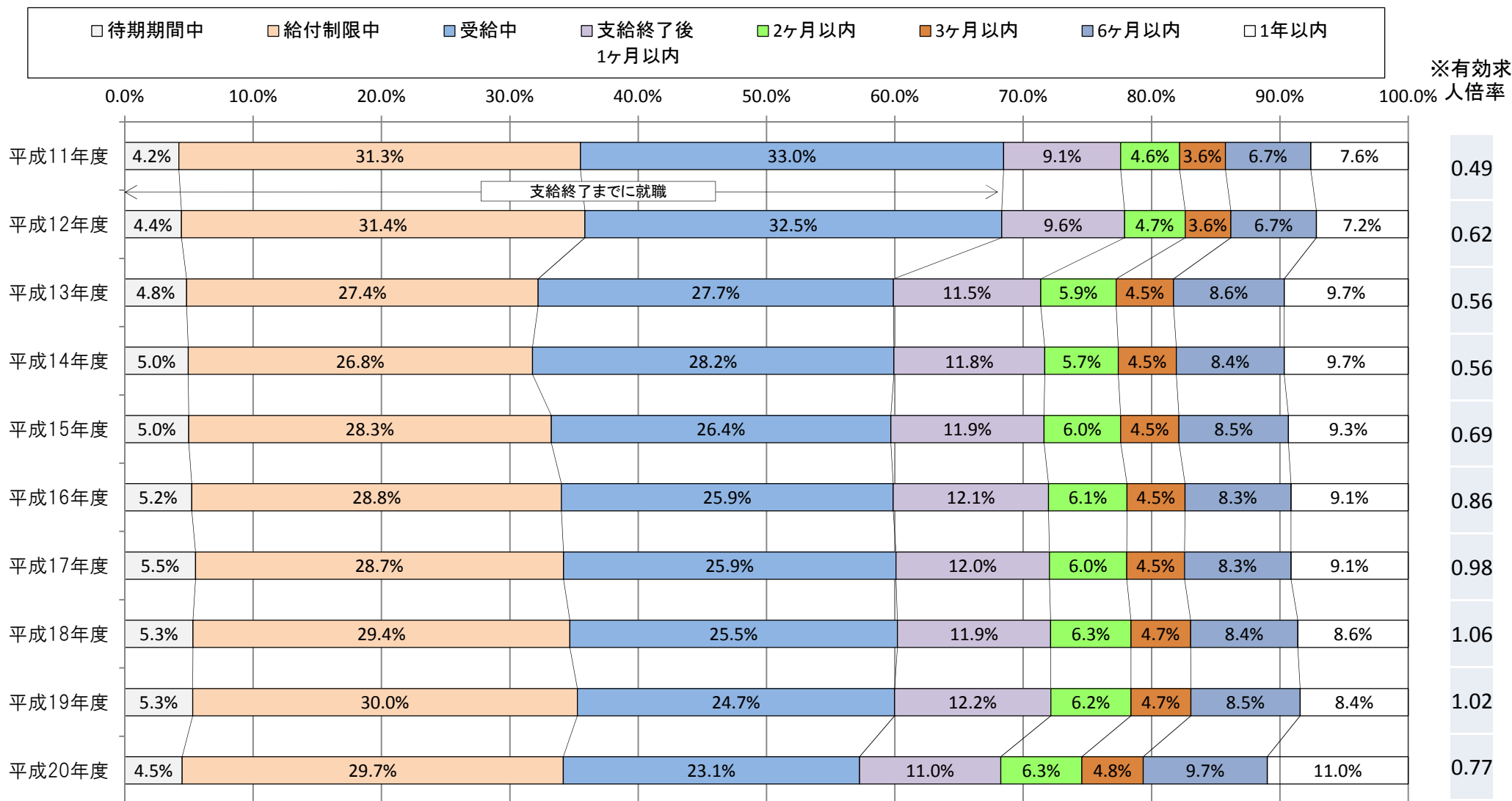


(注1)平成11～20年度の各年度に受給資格決定をした35歳以上45歳未満、被保険者期間10年未満の特定受給資格者以外の者(就職が困難な者除く。)について、平成24年7月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職者(支給終了後1年以上経過して就職した者を除く)を100とした場合の各期間の就職割合。

基本手当受給者の再就職状況③

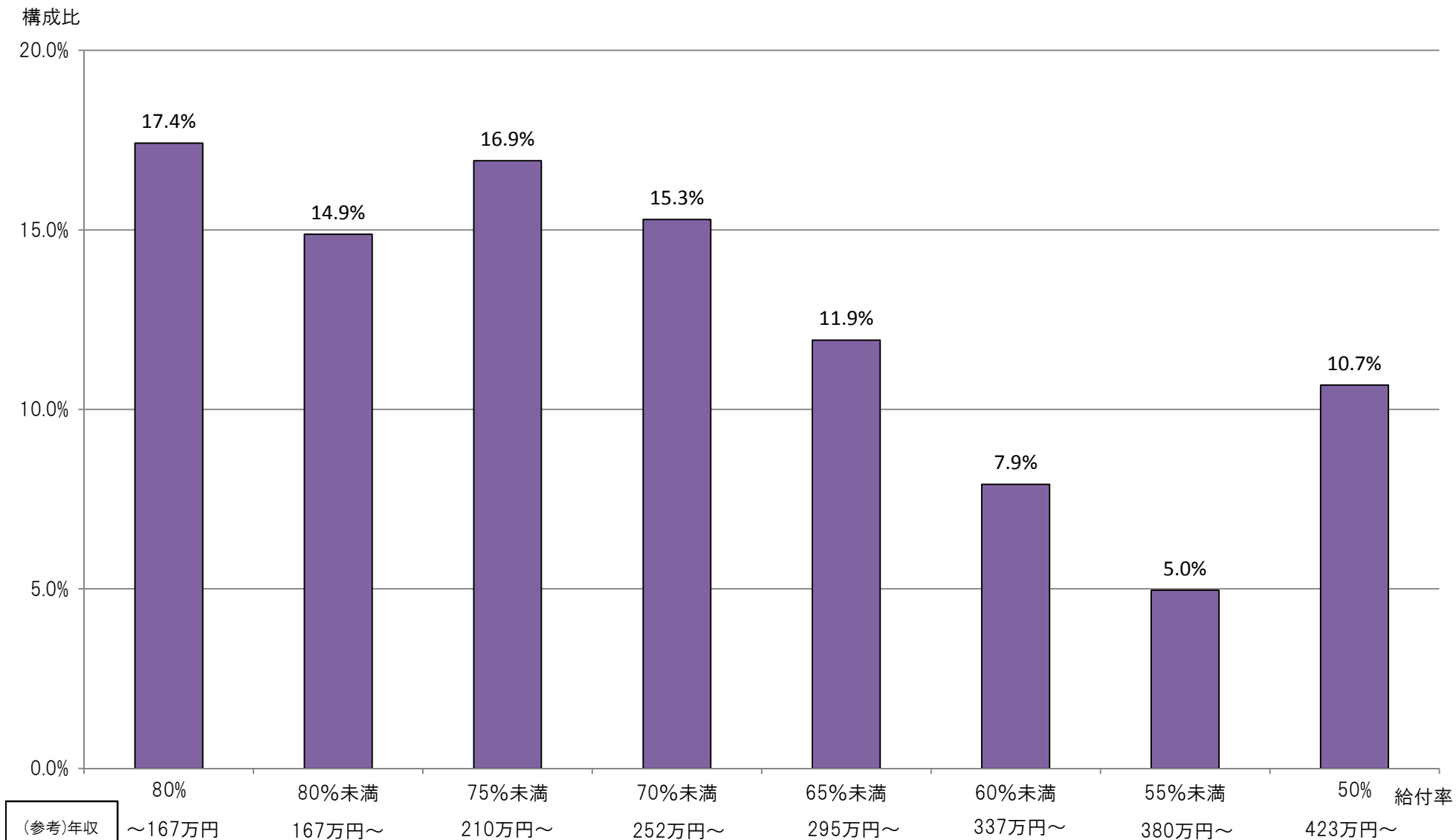
【45歳以上60歳未満、被保険者期間10年未満の特定受給資格者以外】 (H11～20年度)



(注1)平成11～20年度の各年度に受給資格決定をした45歳以上60歳未満、被保険者期間10年未満の特定受給資格者以外の者(就職が困難な者除く。)について、平成24年7月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2)就職者(支給終了後1年以上経過して就職した者を除く)を100とした場合の各期間の就職割合。

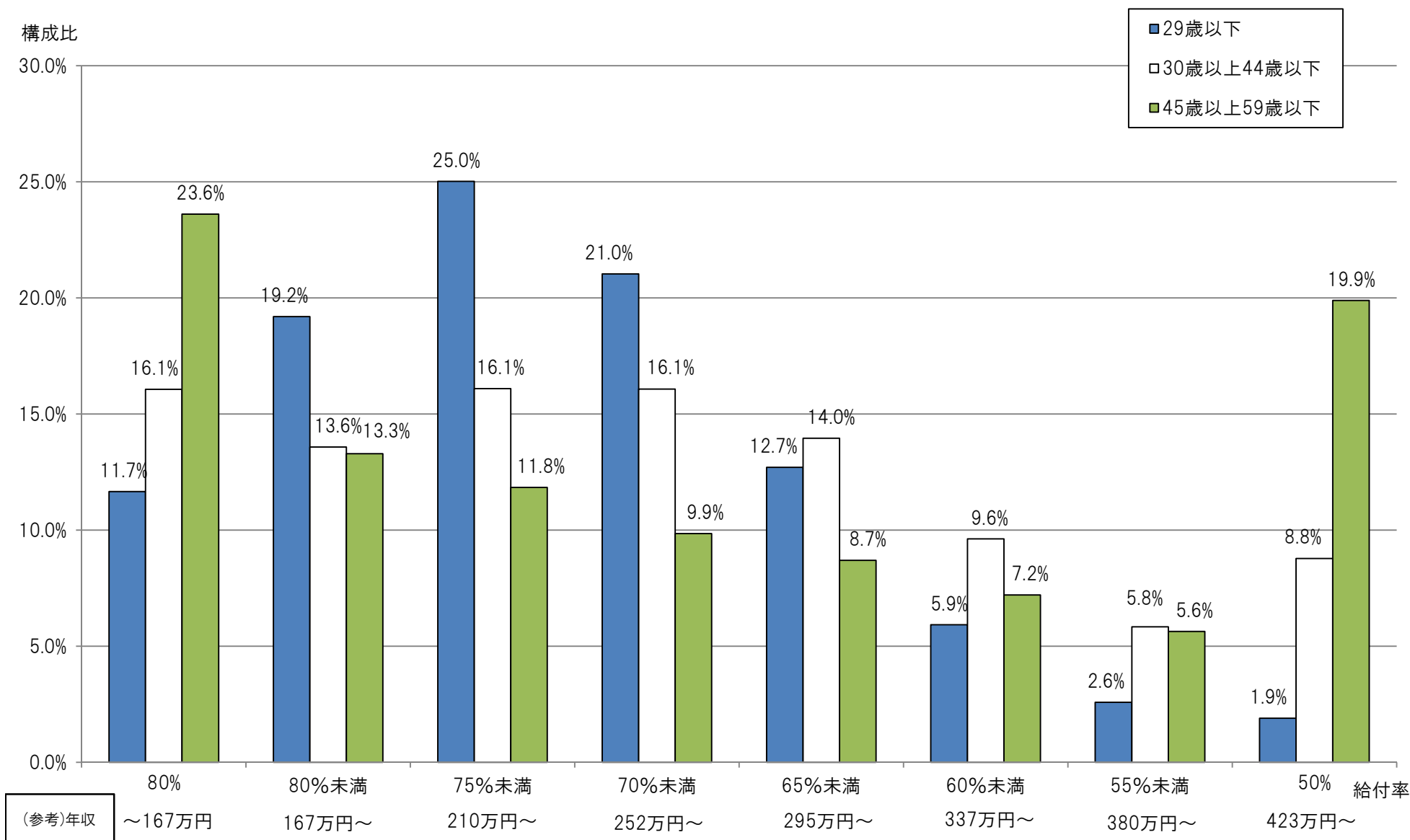
基本手当給付率構成比（59歳以下）



(注1) 年収は、賃金日額×30日×12か月分として試算。

(注2) 給付率は平成24年8月1日以降の水準であり、構成比は平成24年8月~平成25年7月の初回受給者数構成比。

基本手当給付率構成比（年齢階層別）



(注1) 年収は、賃金日額×30日×12か月分として試算。

(注2) 給付率は平成24年8月1日以降の水準であり、構成比は平成24年8月～平成25年7月の初回受給者数構成比。

諸外国の失業保険制度 ～ 被保険者・受給要件 ～

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者手当 (JSA)	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
被保険者	全雇用者 (65歳以上の者 及び公務員は 適用除外)	暦年の各四半期にお ける賃金の支払総額 が1,500ドル以上、 又は1人以上の労働 者を暦年で20週以上 雇用する事業主	原則18歳以上、 年金受給年齢(※) 未満のイギリス 居住者 (但し16歳及び17歳の者に ついては例外がある) (※) 男性65歳、 女性60歳	65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	<p><基本手当></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離職前2年間に12か月以上の被保険者期間があること (倒産・解雇等で、離職を余儀なくされた受給資格者等については、離職前1年間に6か月以上必要) ・ 公共職業安定所で求職の申込みを行い、積極的な就労意思及び能力があるにも関わらず、就業できない状態であること <p>※自己都合による離職の場合、原則3か月間の給付制限がかかる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労が可能な失業者 (懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラや本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居は除く)は対象とならない。) ・ 主な要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 離職前に、一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2) 求職、再就職の能力、意思があること (3) 解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 就業していないこと、又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労する能力を持つ上、積極的に求職活動をしており、直ちに就職し得ること (3) 過去2年間のうち1年間、被用者として国民保険料を納付していること (4) パーソナル・アドバイザーと求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5) 現在フルタイムの教育を受けていないこと 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 就業していないこと、又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること (後者は、いわゆる「短時間勤務給付」) (2) 求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3) 離職前2年間に於いて通算12か月以上保険料を納付していること (4) 公共職業安定所に失業登録をしていること (5) 65歳未満であること 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 失業保険に一定期間加入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 50歳未満： 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・ 50歳以上： 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2) 正当な理由なく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3) 就労活動に必要な身体能力があること (4) 雇用局 (Pôle emploi) に求職者として登録されていること (5) 求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること (再就職活動の指針となる、「個別就職計画 (PPAE : Projet Personnalisé d'Accès à l'Emploi)」に従って行う) (6) 原則、60歳未満であること

諸外国の失業保険制度 ～ 給付水準・給付期間 ～

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	拠出制求職者手当 (JSA)	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
給付水準	<p>離職前賃金の<u>50～80%</u></p> <p>※1 低賃金ほど率が高い</p> <p>※2 60歳以上65歳未満の者は、<u>45～80%</u></p>	<p>州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の<u>50%</u></p>	<p>16～24歳： 週56.25ポンド</p> <p>25歳以上： 週71.00ポンド</p> <p>(2012年10月現在)</p>	<p>従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の<u>67%</u></p> <p>(扶養する子がない者は<u>60%</u>)</p>	<p>給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1144ユーロ未満： 支給額は、離職前賃金の75% ・1144～1253ユーロ未満： 支給額は、28.21ユーロの定額 ・1253～2070ユーロ未満： 支給額は、離職前賃金の40.4%+11.57ユーロ ・2070～12124ユーロ未満： 支給額は、離職前賃金の57.4% <p>※支給額は日額 ※離職前賃金は月額÷30日 (2012年7月現在)</p>
給付期間	<p>年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。</p> <p>(解雇や倒産等により離職した者、及び雇止め等により離職した者については、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。)</p>	<p>最短期間は、州毎に異なり1週間から。最長期間は、26週</p> <p>失業率が高い州では、13週又は20週を追加(延長給付)</p> <p>※さらに、連邦による暫定的な緊急延長措置により、最長93週</p>	<p>最長182日(26週)</p>	<p>失業前5年間に、被保険期間が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12か月：給付6か月 ・16か月：給付8か月 ・20か月：給付10か月 ・24か月：給付12か月 ・30か月で50歳以上：給付15か月 ・36か月で55歳以上：給付18か月 ・48か月で58歳以上：給付24か月 	<ul style="list-style-type: none"> ・50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) ・50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) ・60歳以上 満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、最長65歳まで受給可能

諸外国の失業保険制度 ～ 財源 ～

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度名	失業給付	連邦・州失業保険	抛出制求職者手当 (JSA)	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当 (ARE)
財源 (注)	<p><保険料> 一般事業の場合、当該労働者の賃金総額の1000分の13.5</p> <p>被用者: 1000分の5 事業主: 1000分の8.5^(※)</p> <p>(※)このうち、失業給付分は1000分の5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5</p> <p>(2013年4月現在)</p> <p><国庫負担> 給付総額の13.75%を国庫負担(2007年度からの暫定措置。本則は25%)、残りが保険料</p>	<p>連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担(3つの州を除き、被用者負担はない)</p> <p>①連邦失業税率 年間支払賃金額の6.0% (2011年6月30日以降)</p> <p>②州失業税率 州毎に異なる。</p> <p>※連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。</p>	<p><保険料> 賃金の25.8%</p> <p>被用者:12.0% 事業主:13.8%</p> <p>(注) 失業者や就労困難者向けの抛出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度の保険料である</p> <p>(2011年)</p> <p><国庫負担> 原則なし</p>	<p><保険料> 賃金の3.0% (労使折半)</p> <p>(2011年)</p> <p><国庫負担> 一定額^(※)を連邦政府が負担。(社会法典第3編第363条第1項)</p> <p>※2010年以降、連邦負担は税率の変動に沿って変わる</p>	<p><保険料> 保険料は総賃金の6.4%</p> <p>被用者:2.4% 事業主:4.0%</p> <p>(2009年)</p> <p><国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主の抛出金</p> <p>(2007年)</p>

(注) イギリス、ドイツ、フランスについては、雇用保険制度のほか、政府の一般財源によって運営される失業扶助制度がある。
資料出所：『データブック国際労働比較2013』（労働政策研究・研修機構）